

常総衛生組合告示第1号

令和6年度常総衛生組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により，令和6年度の計画を次のように定める。

令和6年2月1日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合（関係市：常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市）におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は，次のとおりである。

品 名	処 理 量
し 尿	2,372 kℓ
浄化槽汚泥	29,442 kℓ
計	31,814 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体
一般廃棄物の収集運搬は，許可業者によるものとし，最終処分は，委託業者による。

3 処理計画

(1) 収集, 運搬

ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。ただし、常総市においては旧水海道市区域、坂東市においては旧岩井市区域とする。

イ 収集の方法

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水，コミュニティ・プラント含む。）を別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理

ア し尿処理施設

施設の名称：常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地：つくばみらい市小絹1450

方式：標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力：100kℓ/日＋50kℓ/日 150kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

(3) 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 70t/年

沈砂・・・埋立処分（北茨城市） 10t/年

〔4年に1回40t排出〕

4 関係市別投入量

単位：kℓ

市名	し尿	浄化槽			合計
		単独	合併	計	
常総市	498	2,524	11,428	13,952	14,450
守谷市	135	59	89	148	283
坂東市	871	3,844	6,808	10,652	11,523
つくばみらい市	868	910	3,780	4,690	5,558
計	2,372	7,337	22,105	29,442	31,814

※1 常総市においては旧水海道市区域，坂東市においては旧岩井市区域とする。

※2 合併浄化槽汚泥には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラントの汚泥を含む。

5 関係市別処理人口

単位：人

市名	し尿	浄化槽			合計
		単独	合併	計	
常総市	826	10,115	16,609	26,724	27,550
守谷市	333	30	72	102	435
坂東市	1,307	12,503	11,682	24,185	25,492
つくばみらい市	1,472	4,947	10,700	15,647	17,119
計	3,938	27,595	39,063	66,658	70,596

※合併浄化槽人口には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラント人口を含む。